マネー・ローンダリング及び テロ資金供与対策の体制

環境認識

近年、グローバル化の進展などにより、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた国際的要請が高まっております。当行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止し、業務の適切性を確保するため、マネー・ローンダリング等への対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、体制の強化に取り組んでおります。

取り組みについて

マネー・ローンダリング対策統括責任者を委員長とする「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会」を設置し、マネー・ローンダリング等への対策にかかる問題等を一元的に管理し、対応をおこなっております。

対応にあたっては、リスク統轄部をマネー・ローンダリング等への対策にかかる主管部署と位置づけ、各部門と連携して当行が直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じております。

また、マネー・ローンダリング等の防止に向けた基本方針として「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を制定し、公表しております。

【当行のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理体制】

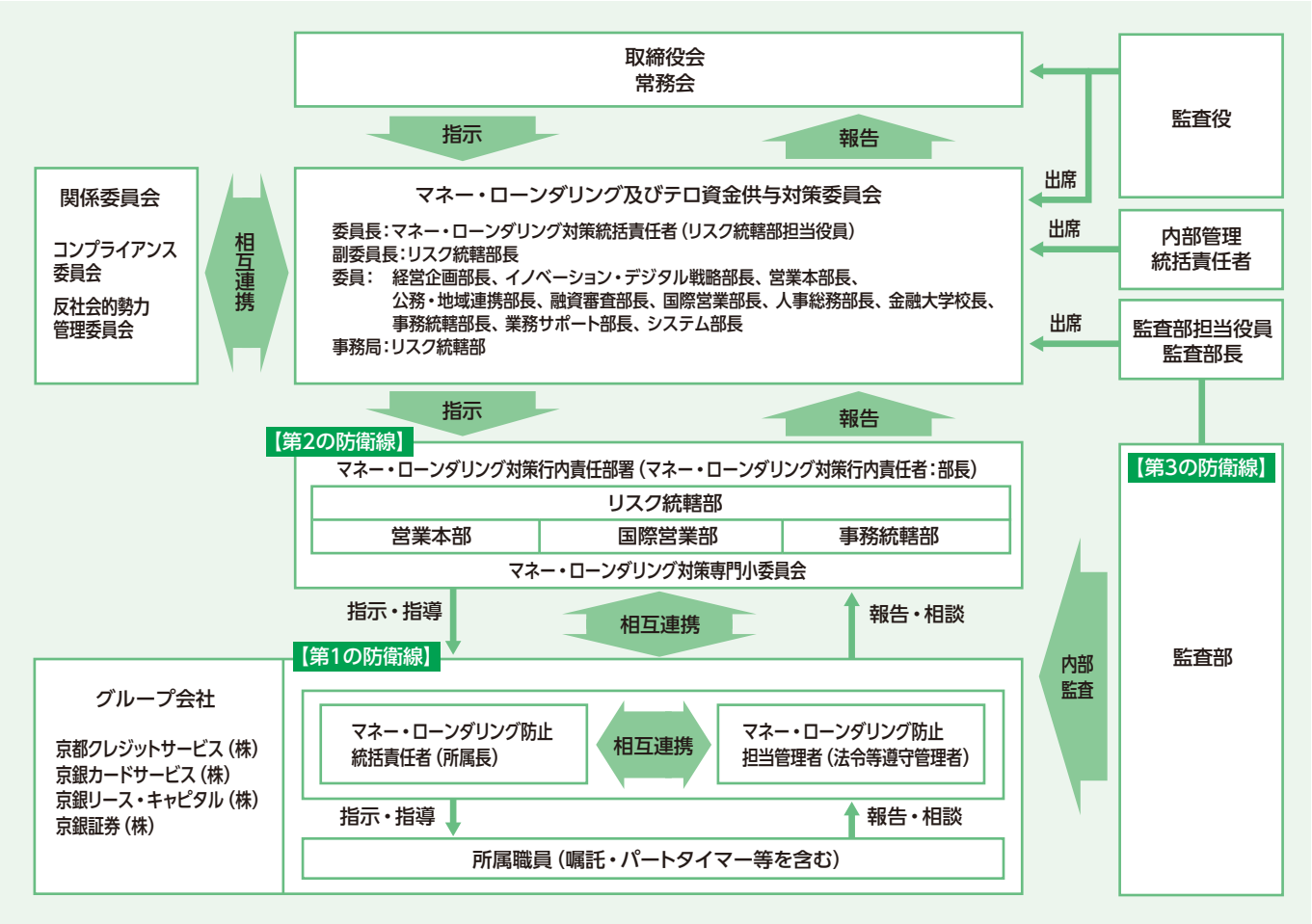

（2021年7月1日現在）

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

京都銀行グループは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を定め、管理体制を整備します。

1. 運用方針
2. 組織態勢
3. リスクベースアプローチ
4. 顧客の管理方針
5. 経済制裁及び資産凍結
6. 疑わしい取引の届出
7. コルレス契約締結先の管理
8. 役職員の研修
9. 遵守状況の監査

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」は基本方針の項目のみ抜粋し、掲載しております。詳しくは当行HPをご覧ください。